令和６年２月１日

株式会社厚労商事　関西支社

支社長 　△△　△△

**派遣可能期間の延長に係る事項の周知について**

　労働者派遣法第４０条の２第３項に基づき、延長する派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）について、同法施行規則第３３条の３第４項に基づき下記のとおり周知します。

記

**１　意見を聴取した過半数代表者**（過半数労働組合の場合は、意見を聴取した過半数労働組合）

○○　○○　（選出方法：立候補を募り全労働者による投票を行った。）

**２　１に対して通知した事項及び通知した日**

（１）通知した日：令和５年１２月１日

（２）通知した事項

①労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社厚労商事　関西支社　大阪市中央区大手前●-●-●

②延長しようとする派遣期間：令和６年４月１日～令和９年３月３１日

③令和3年4月1日～令和5年11月末までの状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署 | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
| 会計課 | R3.4.1～R4.3.31 | 2名 | 3名 |
|  | R4.4.1～R5.3.31 | 2名 | 3名 |
|  | R5.4.1～R5.11.30 | 1名 | 4名 |
| 総務課 | R3.4.1～R4.3.31 | 2名 | 2名 |
|  | R4.4.1～R5.3.31 | 2名 | 2名 |
|  | R5.4.1～R5.11.30 | 2名 | 2名 |

**３　１から意見を聴取した日及び意見の内容**

（１）意見を聴取した日：令和６年１月１５日

（２）意見の内容：異議はありません。

**４　異議に対し変更した派遣期間**

異議がなかったため変更せず。

※なお、当該事業所等の労働者に対する周知については、

①事業所等の見やすい場所に常時掲示、または備え付ける。

②労働者に書面を交付する。

③電子データとして記録し、事業所等に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

のいずれかの方法により行う必要があります。

※また上記事項は、延長前の派遣可能期間が経過した日から３年間保存しなければならない。